

# 福井県報

第 319 号  
令和 6 年  
10月8日(火)  
火曜日発行

## — 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

### 規 則

- ※福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（43  
・地域医療課）……………2

### 告 示

- 福井県県税条例の規定による寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金の指定  
の変更（416・税務課）……………3
- 液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置および管理の方法の認定（417  
・消防保安課）……………3
- ※県統計調査の告示の一部を改正する告示（418・統計調査課）……………3
- ※建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等の一部を改正する告示（  
419・土木管理課）……………4

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（商業・市場開  
拓課）……………5
- 所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の予定の通知（4件・森  
づくり課）……………5
- 開発行為に関する工事の完了（福井土木事務所）……………6
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（警察  
本部会計課）……………6
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（  
同）……………8

### 教育委員会規則

- ※福井県奨学育英基金管理規則の一部を改正する規則（5・高校教育課）……………10

### 選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（59）……………12

# 規 則

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月8日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第43号

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則（昭和25年福井県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区分	金額	区分	金額
1～26（略）	（略）	1～26（略）	（略）
27（略）	（略）	27（略）	（略）
<u>28（輸入）3種混合</u>	<u>9,850円</u>		
<u>29（輸入）腸チフス</u>	<u>8,420円</u>		
<u>30（輸入）髄膜炎菌B型</u>	<u>3万2,070円</u>		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 福井県告示第416号

福井県県税条例施行規則（昭和37年福井県規則第8号）第48条の18第5項の規定に基づき、寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金について変更の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月8日

福井県知事 杉本 達治

指定寄附金の名称	指定寄附金を受け入れる者の名称	変更事項	変更内容		変更年月日
			新	旧	
病院事業における医療および療養環境等の向上に対する寄附金	独立行政法人国立病院機構	代表者の氏名	新木 一弘	楠岡 英雄	令和6年4月1日

## 福井県告示第417号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置および管理の方法が同項に規定する基準に適合していることについて認定をしたので、同法第88条第2項第1号の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 認定液化石油ガス販売事業者の名称および代表者の氏名ならびに住所  
有限会社堂下商店  
代表取締役 堂下 喜信  
福井市八重巻中町14-1
- 2 認定年月日  
令和6年9月12日

## 福井県告示第418号

県統計調査の告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年10月8日

福井県知事 杉本 達治

県統計調査の告示の一部を改正する告示

県統計調査の告示（平成21年福井県告示第187号）の一部を次のように改正する。

表中

「福井県勤労者就業環境基礎調査 県内の勤労者が具体的にどのような就業環境・労働条件のもとに働いているのか実態を把握し、今後の勤労者の福祉向上をより積極的に推進するための基礎的データを 得ることを目的とする。	福井県全域 日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業所	事業所の現況、就業規則、労働時間・休日・休暇、非正規従業員の雇用管理、育児・介護休業制度、仕事と家庭の両立支援、男女雇用機会均等関係、高年齢者雇用関係、人材育成関係、多様な人材の活用、働き方改革関係について、雇用関係 7月31日	840事業所	県一報告者 郵送調査	1年 8月中旬 ～9月下旬
---	--	---	--------	---------------	---------------------

を

「福井県勤労者就業環境基礎調査 県内の勤労者が具体的にどのような就業環境・労働条件のもとに働いているのか実態を把握し、今後の勤労者の福祉向上をより積極的に推進するための基礎的データを 得ることを目的とする。	福井県全域 日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業所	事業所の現況、就業規則、労働時間・休日・休暇、非正規従業員の雇用管理、育児・介護休業制度、仕事と家庭の両立支援、男女雇用機会均等関係、高年齢者雇用関係、人材育成関係、多様な人材の活用、働き方改革関係について、雇用関係 7月31日	840事業所	県一報告者 郵送調査およびオンライン調査	1年 10月中旬 ～11月下旬
---	--	---	--------	-------------------------	-----------------------

に改める。

附 則

この告示は、令和6年10月8日から施行する。

福井県告示第419号

建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月8日

福井県知事 杉本 達治

3(5)中「(令和4年3月24日農振第246号・土管第209号)1-1-1-31」を「(令和6年3月22日農振第1641号・土管第1837号)1-1-1-31」に改める。

6(1)エ社会性(ア)環境配慮を削除し、次のように加える。

(イ)福井県知事表彰

福井県知事表彰の受賞

15に次のように加える。

(18) 令和6年福井県告示第419号による改正後の規定は、令和6年度を基準年度とする資格審査から適用し、令和4年度を基準年度とする資格審査については、なお従前の例による。

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項および同条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和6年10月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
ハーツ恐竜 福井駅東店  
福井県福井市日之出3丁目505番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
福井県民生活協同組合  
代表理事 松宮 幹雄  
福井県福井市開発5丁目1603番地
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
変更前 (仮称)ハーツ恐竜店 福井駅東  
変更後 ハーツ恐竜 福井駅東店
  - (2) 駐車場の出入口の位置  
変更前 出入口①(店舗北側)  
出入口②(店舗東側)  
出入口③(店舗南側)

変更後 出入口①(店舗北側)を15m東側へ移設

出入口②(店舗東側)

出入口③(店舗南側)

- 4 変更する理由  
地元住民からの要望で三差路交差点の混雑回避のため出入口の位置を変更したため。
- 5 変更の年月日  
令和6年9月11日
- 6 届出のあった日  
令和6年9月9日
- 7 届出の縦覧場所
  - (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課
  - (2) 福井県福井市手寄1丁目4番1号  
AOS SA 5階  
福井市商工労働部商工振興課
- 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から4月間
  - (2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 9 意見書の提出先  
福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 所在の不明な者の氏名  
名豊商事株式会社、南江秀男、山岸昭典、上山高広、斎藤三良
- 2 通知の要旨
  - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
  - (2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和6年7月30日福井県告示第346号による。
- 3 掲示場所

福井県庁および勝山市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月8日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

朽木治、黒川昭三、黒川由松、桜井荘太郎、桜田勇、桜田太吉、清水開蔵、坪内梅吉、坪内晋、友広与作、中出開造、中村京治、中村利男、中村孫勇、中村宮治、中谷光次、長谷川仁右エ門、長谷川忠夫、早川茂夫、福田幸三郎、福田淳、福田甚光、宮腰次松、宮本仁太郎、村上市太郎、村上未吉、村中鉦一、森雅寛、山川利五

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和6年8月27日福井県告示第369号による。

3 掲示場所

福井県庁および大野市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月8日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

丸山みつ、丸山あたえ、丸山早苗、丸山みち子

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和6年8月27日福井県告示第372号による。

3 掲示場所

福井県庁および大野市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定に

より、次のとおり公告する。

令和6年10月8日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

中村兼次

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和6年8月27日福井県告示第373号による。

3 掲示場所

福井県庁および大野市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月8日

福井県福井土木事務所長 高野 政志

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

吉田郡永平寺町松岡観音三丁目101番、116番および117番

2 開発許可を受けた者の住所および氏名

石川県金沢市上安原南45番地

北陸グラスロン株式会社

代表取締役 高岡 勝之

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月8日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称

Officeソフトライセンス提供業務

- (2) 業務内容

入札説明書およびOfficeソフトライセンス提供業務仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

- (3) ライセンス提供期間

令和7年1月1日から令和12年3月31日まで

ただし、契約締結年度の翌年度以降において、福井県の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る業務を履行する能力を有すると認められる者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願により契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

## 4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先  
〒910-8515  
福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県警察本部警務部会計課契約係  
電話 0776-22-2880（内線2271）

- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

## 5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にとっては、入札説明書様式3）に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

### (1) 申請書等の提出期間

令和6年10月8日（火）から令和6年10月18日（金）まで（福井県の休日を含め定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

### (2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

### イ 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

#### (ア) 提出先

〒910-8515  
福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県警察本部警務部会計課契約係  
電話 0776-22-2880（内線2271）

#### (イ) 提出方法

持参または郵送すること（郵送する場合は配達記録の残る簡易書留郵便等を利用すること。）。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年11月18日(月)午前8時30分から午後5時まで

令和6年11月19日(火)午前8時30分から午後4時まで

(3) 開札日時

令和6年11月20日(水)午前10時30分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部入札室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった全期間分の契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

(1) この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 前号の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、電子くじにより落札者を決定する。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請書の受付時期

福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of service to be required:

Office software license provision business

(2) Date, Time of bid opening:

10:30A.M. 20th November 2024

(3) Contract Period:

From day of contract to 31st March 2030

(4) License Period:

From 1st January 2025 to 31st March 2030

(5) Contact point for the notice:

Accounting Division

Fukui Prefectural Police Headquarters,3-17-1 Ote,Fukui City,

Fukui Prefecture,910-8515 Japan.

Tel 0776-22-2880 (extension 2271)

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月8日

福井県知事 杉本 達治

1 随意契約に係る特定役務の名称

運転免許証とマイナンバーカード一体化に伴う既存機器等の改修作業委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県警察本部警務部会計課  
福井県福井市大手3丁目17番1号

3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年9月17日

4 随意契約の相手方の名称および住所  
日本電気株式会社北陸支社  
石川県金沢市広岡3丁目3-11

5 随意契約に係る契約金額  
98,010,000円

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

## 教育委員会規則

福井県奨学育英基金管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月8日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第5号

福井県奨学育英基金管理規則の一部を改正する規則

福井県奨学育英基金管理規則（昭和45年福井県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第22条 前条の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者（相続人または連帯保証人を含む。）は、福井県奨学金返還免除願（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 死亡によるときは死亡診断書、心身障害によるときはその事実および程度を証する医師の<u>診断書（福井県奨学育英基金所定）（様式第16号）ならびに当該心身障害に係る診断、治療等に関する個人情報を教育委員会に提供することに同意したことを確認できる書類（病院に提出したものに限る。）の写し</u></p> <p>(2) （略）</p>	<p>第22条 前条の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者（相続人または連帯保証人を含む。）は、福井県奨学金返還免除願（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 死亡によるときは死亡診断書、心身障害によるときはその事実および程度を証する医師の<u>診断書</u></p> <p>(2) （略）</p>

様式第15号の次に次の1様式を加える。

診断書（福井県奨学育英基金所定）		
住所		
氏名	昭和 平成 令和	年 月 日生
病名	手術を受け た年月日	昭和 平成 令和 年 月 日
発病 受傷 場所	発病・受傷 年月日	昭和 平成 令和 年 月 日
精神または身体 の障害の程度	番号	精神または身体の障害の状態 【症状が固定し、または回復の見込のないもの の番号に○をつけ、その詳細を記入すること。】
第1級	1	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神または身体の障害により労働能力を喪失したもの
第2級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他の理由により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解 することができない程度以上のもの
	3	そしゃくおよび言語またはそしゃくもしくは言語の機能に著しく障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の3大関節中の2関節または3関節の機能を失ったもの
	8	片足の3大関節中の2関節または3関節の機能を失ったもの
	9	片手の5つの指または親指および人差指を併せて4つの指を失ったもの
	10	足の指を全部失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく 阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	前各号に掲げるもののほか、精神または身体の障害により労働能力に高度の制限を有 するもの
備考	1 各号の障害は、症状が固定し、または回復の見込みのないものに限る。 2 視力を測定する場合には、屈折異常のものについてはきょう正視力により、視力表は、 万国式試視力表による。	

発病または受傷の原因		
現在までの経過（年月順に）		
現在の症状		
機能回復の可能性		
その他の所見		
上記のとおり診断します。 年 月 日		
住所 医師 氏名		
県 使用 欄 ( 記 入 し な い こ と )	奨学生番号	学校 大学

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（その他の政治団体）

（法第19条の7第1項第1号および第2号に係る国会議員関係政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第1号）	公職の候補者の氏名および公職の種類（第2号）
令和6年9月17日	つじ英之後援会	辻 英之	辻 英之	小浜市谷田部41-3	衆議院議員	辻 英之 衆議院議員

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和6年8月23日	川口宜亮後援会	川口 宜亮	川口 泰司	丹生郡越前町小倉77-21-9